

## 5 学校環境衛生

### (1) 学校環境衛生の目的

学校とは、環境からの影響を受けやすい発達段階の児童生徒等が、1日の多くの時間を集団で過ごす場である。したがって、児童生徒等が学習活動等を行う際には、学校の衛生環境が児童生徒等の健康及び学習能率等に大きな影響を及ぼすことがある。

学校の環境を衛生的に保持し、必要に応じて改善を図るための環境衛生検査等の学校環境衛生に係る保健管理活動の目的は、

児童生徒等の健康を保護し、心身の発育発達を促し、健康の保持増進を図ること

児童生徒等の学習能率の向上を図ること

児童生徒等の豊かな情操の陶冶を図ること

である。

その目的達成のために、教育委員会等の学校設置者及び教職員のそれぞれが重要な役割を担っている。

また、学校における必須の管理活動として行われる環境衛生活動の内容の中には、児童生徒等の身近な環境教育として取り扱われる価値の高いものがある。児童生徒等に環境を衛生的に保つことの重要性を認識させるきっかけとして、教育内容の一つとして取り扱うことも考えられる。

### (2) 学校環境衛生の法的根拠

平成19年3月に中央教育審議会スポーツ・青少年分科会のもとに学校保健・安全部会を設置し、平成19年5月から学校保健、食育・学校給食、学校安全に関する学校全体としての取組体制及び家庭・地域との連携について等が審議された。平成20年1月17日に「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」(答申)がとりまとめられた。その中で、学校において「学校環境衛生の基準」に基づいた定期検査は、必ずしも完全に実施されていない状況があり、子どもの適切な学習環境の確保を図るためには、定期検査の実施と検査結果に基づいた維持管理や改善が求められており、完全に実施されていない要因やその対策について十分検討した上で、ガイドラインとして示されている「学校環境衛生の基準」の位置付けをより一層明確にするために法制度の整備を検討する必要があることが示された。

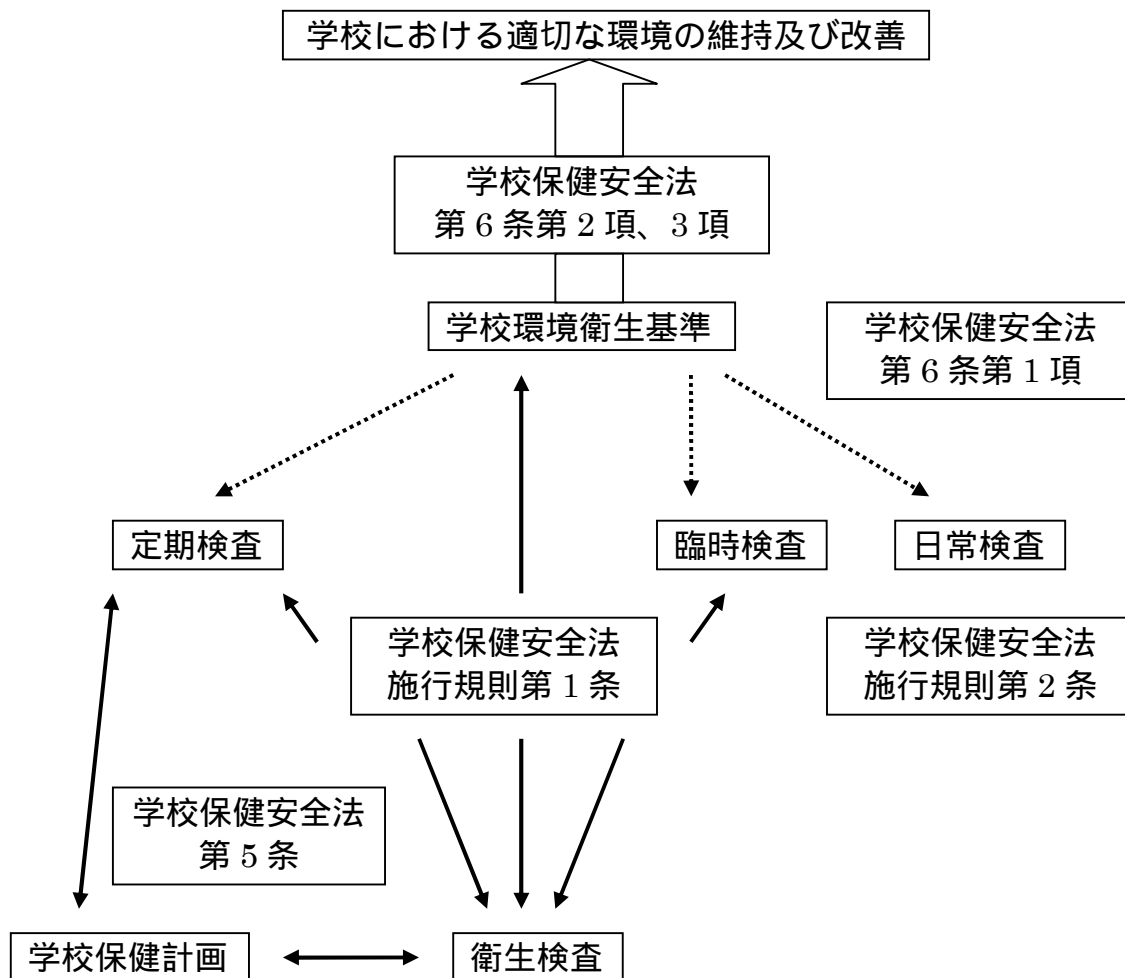
この答申を踏まえて平成20年6月の「学校保健法」から「学校保健安全法」への改定では、第6条第1項において文部科学大臣が、学校における環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び教員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(以下「学校環境衛生基準」という。)を定めることとされた。また第6条第2項及び第3項では、学校の設置者及び校長の責務及び事後措置について明確化が図られた。

平成21年3月には、「学校保健法施行規則」が「学校保健安全法」に改正され、「第1章 環境衛生検査」の第1条第1項において定期的に行われるべき環境衛生検査は、「学校環境衛生基準」に基づくものと規定され、検査項目の明確化が図られた。また、第1条第2項及び第2条においてそれぞれ臨時検査及び日常点検についての規定が示された。

なお、「学校保健法施行規則」第22条の3に示されていた事後措置については、上述のように「学校保健安全法」において明確化されていることから削除されている。

「学校環境衛生基準」については、「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について」(平成 20 年 7 月 9 日付け 20 文科ス第 522 号)の通知に示されているように、ガイドラインである「学校環境衛生の基準」の内容を踏まえつつ、各学校や地域の実情に柔軟に対応しうるものとなるよう、内容の精査など必要な検討を行い、平成 21 年 4 月 1 日に告示された。

### 学校環境衛生活動の法的根拠

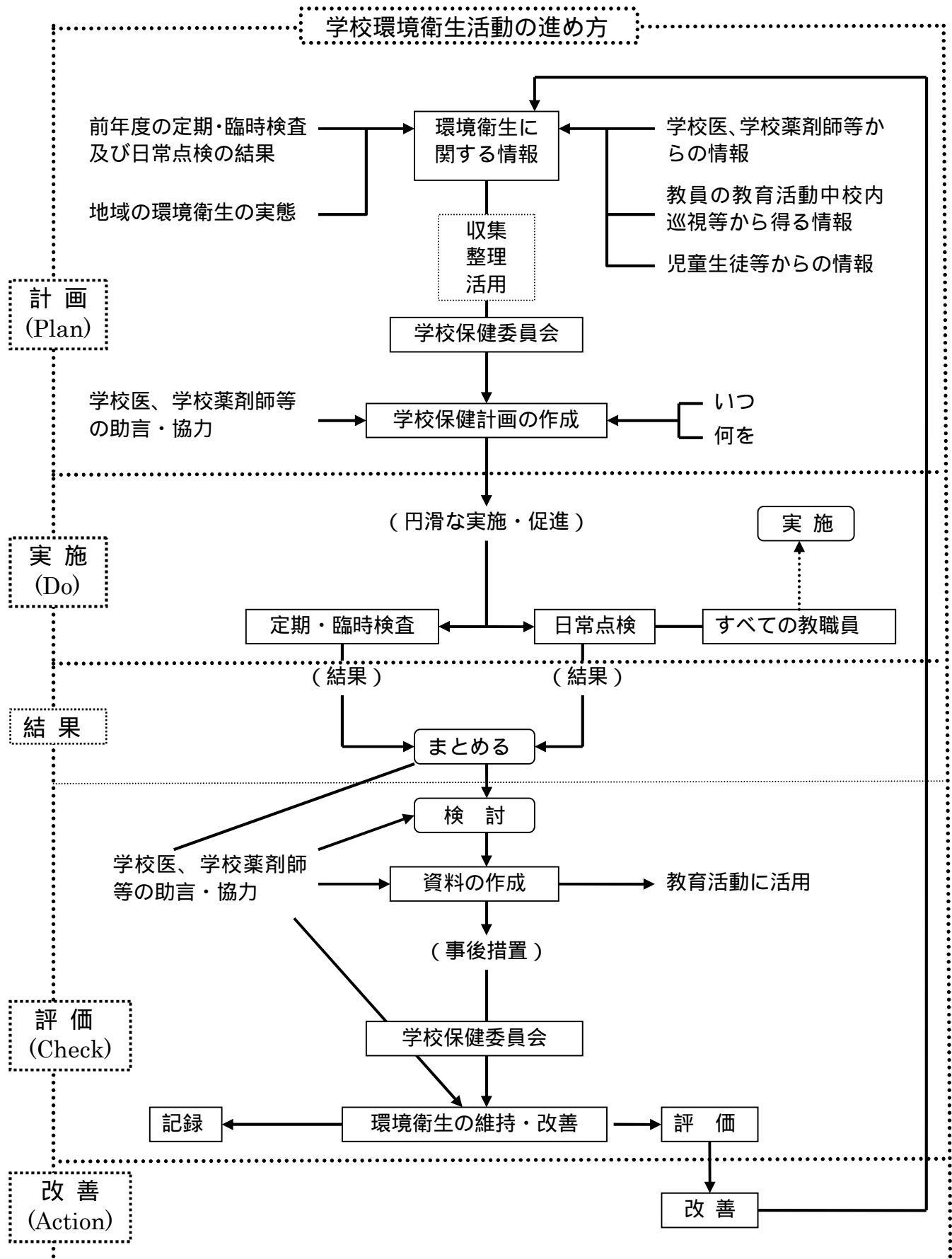


### (3) 学校環境衛生活動の進め方

学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、環境衛生検査について計画(以下「学校保健計画」という。)を策定し、これを実施しなければならないとされている。環境衛生検査は、毎学年定期に、学校環境衛生基準に基づき行われなければならないとされており、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとされている。校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のため必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとされている。

また、学校においては、環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境維持又は改善を図らなければならないとされている。

このことは、学校環境衛生活動と呼ばれており、その進め方は下記のとおりである。



#### (4) 学校環境衛生活動の内容

##### 学校保健計画

学校は、環境衛生検査について計画を策定し、これを実施しなければならないとされている。そのためには、地域や各学校の実情に応じた適切な学校保健計画の立案が必要である。学校の学校環境衛生活動の1年間について、下記に一例をあげる。

##### 学校環境衛生活動の一年間（例）

月	活動内容（主に定期検査）
4月 ～ 6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校保健計画の確認及び修正</li> <li>・ 机、いすの高さ、黒板面の色彩の検査</li> <li>・ 照度、まぶしさ、騒音レベルの検査</li> <li>・ 飲料水等の水質及び施設・設備の検査</li> <li>・ 水泳プールの水質及び施設・設備の衛生状態の検査</li> <li>・ 雑用水の水質及び施設・設備の検査</li> </ul>
7月 ～ 9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査</li> <li>・ ネズミ、衛生害虫等の検査</li> <li>・ 水泳プールの水質の検査</li> <li>・ 大掃除の実施の検査</li> <li>・ 揮発性有機化合物の検査</li> <li>・ ダニ又はダニアレルゲンの検査</li> </ul>
10月 ～ 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照度、まぶしさ、騒音レベルの検査</li> <li>・ 雑用水の水質及び施設・設備の検査</li> <li>・ 大掃除の実施の検査</li> </ul>
1月 ～ 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査</li> <li>・ 大掃除の実施の検査</li> <li>・ 雨水の排水溝等、排水の施設・設備の検査</li> <li>・ 学校保健委員会（定期検査の報告及び評価）</li> <li>・ 学校保健計画案の作成（学校環境衛生活動に関する計画立案）</li> </ul>

##### 定期検査

定期検査は、それぞれの検査項目についてその実態を客観的、科学的な方法で定期的に把握し、その結果に基づいて環境の維持及び改善に必要な措置を講じるために行われるものである。また、日常点検の重点項目の決定等に役立てることが大切である。

実施すべき検査項目の内容によっては、学校薬剤師が直接その検査に当たることが適切であるものと、学校薬剤師の指導によって公衆衛生関係の検査機関に検査を依頼することが適切なものがある。また、学校薬剤師の指導・助言の下に教職員が直接、検査に当たる場合もある。学校薬剤師と学校薬剤師以外の役割の分担は、学校や地域の実情によって異なる。定期の環境衛生検査は、学校保健計画に位置付けられ、校長の責任の下に実施するものであるから、いつ、誰が実施するのか明らかにすることが必要である。

## 日常点検

日常点検は、それぞれの検査項目について毎授業日に教職員が実施することにより、環境衛生を維持し、問題点があれば速やかに改善を図るためのものである。また、それらの結果に基づいて定期検査の効果的な実施に役立てるようにする。そのためには、記録を残すように努めることが必要である。

日常点検は、校務分掌等に基づいて点検すべき事項について授業開始前や授業中、又は授業終了時等の適切なときに、主として感覚的に点検し、必要に応じて速やかに改善を図るために行われる。その際、教職員の役割を明確にして実施する必要がある。

## 臨時検査

臨時検査は、下記に示すような場合に、必要な検査項目を定めて検査するものである。

- ア 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
- イ 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
- ウ 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。
- エ その他必要なとき。

また、臨時検査は、定期に行う検査に準じた方法で行う必要がある。

## 学校環境衛生活動の組織化

学校環境衛生活動は、校長の責任の下に学校のすべての教職員（非常勤職員である学校医、学校薬剤師を含む。）が、それぞれの職務の特性を生かし、学校分掌等により役割を明確にし、学校経営の中で計画的にこれを進めなければならない。

すなわち学校環境衛生活動は、

第 1 には、「環境衛生に関する情報を収集すること」である。

第 2 には、その情報を整理し、その結果に基づいて「環境衛生活動に関して基本的な計画（以下では「環境衛生活動基本計画」という。）を作成すること」である。

また、その要点は、学校保健計画に明確に示しておくことである。

第 3 には、環境衛生活動基本計画に基づいて「定期検査及び日常点検の環境衛生活動に関する実施計画を作成すること」である。

第 4 には、「立案された実施計画に基づいて定期検査及び日常点検を実施すること」である。

第 5 には、「定期検査及び日常点検の結果を記録、保管及びまとめること」である。

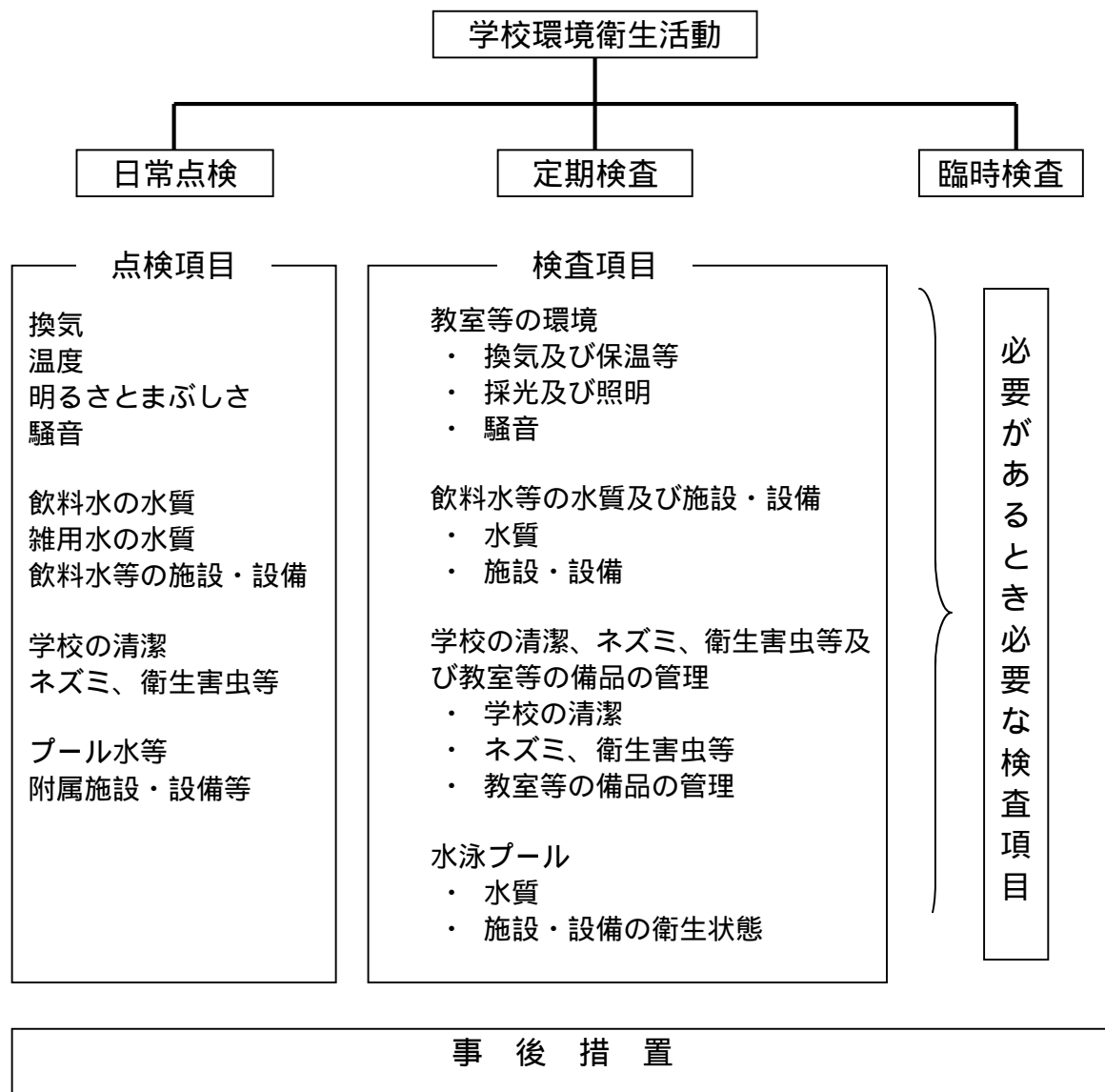
第 6 には、「第 5 の検査、点検の結果に基づいて事後措置を講じること」である。

第 7 には、「これらの第 1 から第 6 までのすべてについて評価を行い、その要点を記録すること」である。

第 8 には、「評価を次の計画に生かすこと」である。

これらの学校環境衛生活動を円滑に進めるために大切なことは、校長をはじめとしてすべての教職員が、「学校環境衛生活動が児童生徒等にとって必要かつ欠かせない活動である」との共通認識をもつことである。

「学校環境衛生基準」に示される定期検査、日常点検及び臨時検査の概略



(5) 学校環境衛生基準の項目

学校環境衛生基準（文部科学省告示第六十号）に準ずる【別添資料】

参考資料

「改訂版」学校環境衛生管理マニュアル

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1292482.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1292482.htm)

○文部科学省告示第六十号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準を次のように定め、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

文部科学大臣 塩谷 立

学校環境衛生基準

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
換気及び保温等	(1) 換気	換気の基準として、二酸化炭素は、1500ppm 以下であることが望ましい。
	(2) 温度	10℃以上、30℃以下であることが望ましい。
	(3) 相対湿度	30%以上、80%以下であることが望ましい。
	(4) 浮遊粉じん	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
	(5) 気流	0.5m/秒以下であることが望ましい。
	(6) 一酸化炭素	10ppm 以下であること。
	(7) 二酸化窒素	0.06ppm 以下であることが望ましい。
	(8) 揮発性有機化合物	
	ア. ホルムアルデヒド	100 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
	イ. トルエン	260 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ウ. キシレン	870 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
エ. パラジクロロベンゼン	240 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
オ. エチルベンゼン	3800 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
カ. スチレン	220 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
(9) ダニ又はダニアレルゲン	100 匹/m <sup>2</sup> 以下又はこれと同等のアレルゲン量以下であること。	
採光及び照明	(10) 照度	(ア) 教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、300 lx (ルクス) とする。また、教室及び黒板の照度は、500 lx 以上であることが望ましい。 (イ) 教室及び黒板のそれぞれの最大照度と最小照度の比は、20 : 1 を超えないこと。また、10 : 1 を超えないことが望ましい。 (ウ) コンピュータ教室等の机上の照度は、500～1000 lx 程度が望ましい。 (エ) テレビやコンピュータ等の画面の垂直面照度は、100～500 lx 程度が望ましい。 (オ) その他の場所における照度は、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Z 9110 に規定する学校施設の人工照明の照度基準に適合すること。
	(11) まぶしさ	(ア) 児童生徒等から見て、黒板の外側 15° 以内の範囲に輝きの強い光源（昼光の場合は窓）がないこと。



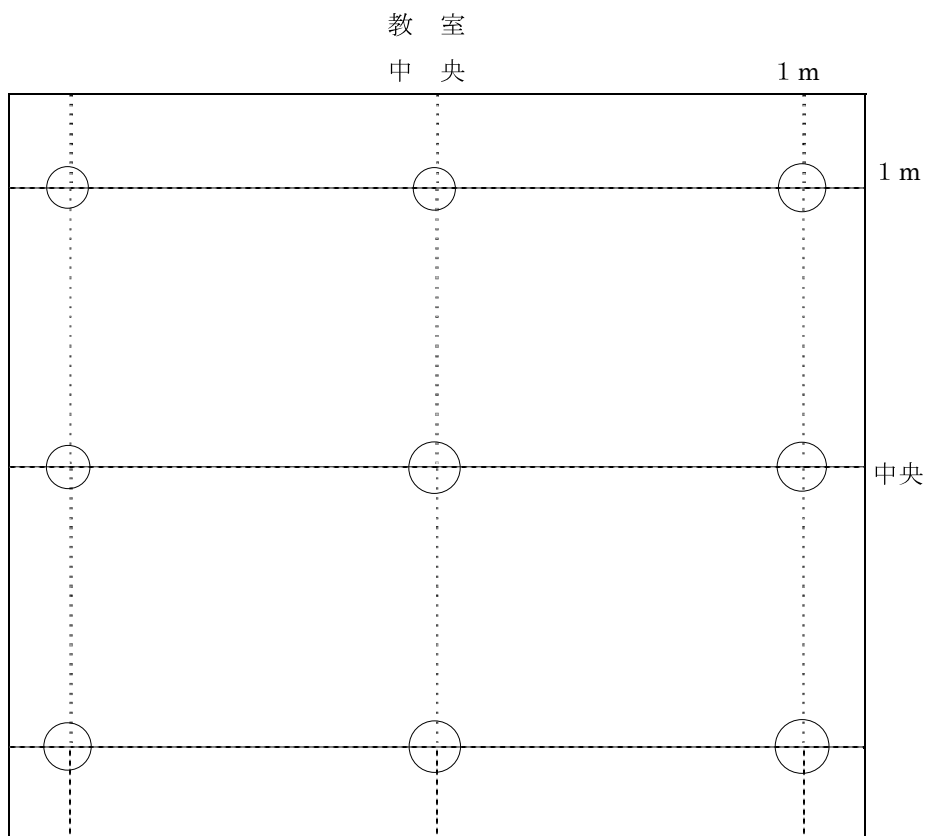
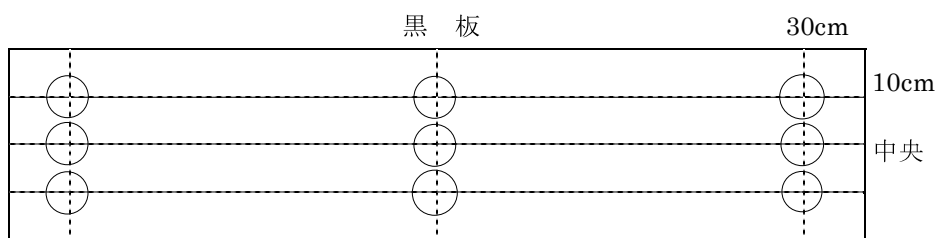
		(イ) 見え方を妨害するような光沢が、黒板面及び机上面にないこと。 (ウ) 見え方を妨害するような電灯や明るい窓等が、テレビ及びコンピュータ等の画面に映じていないこと。
騒音	(12) 騒音レベル	教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときは LAeq50dB (デシベル) 以下、窓を開けているときは LAeq55dB 以下であることが望ましい。

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(7)及び(10)～(12)については、毎学年2回、検査項目(8)及び(9)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目		方法
換気及び保温等	(1) 換気	二酸化炭素は、検知管法により測定する。
	(2) 温度	アスマン通風乾湿計を用いて測定する。
	(3) 相対湿度	アスマン通風乾湿計を用いて測定する。
	(4) 浮遊粉じん	相対沈降径 10 $\mu$ m 以下の浮遊粉じんをろ紙に捕集し、その質量による方法 (Low-Volume Air Sampler 法) 又は質量濃度変換係数 (K) を求めて質量濃度を算出する相対濃度計を用いて測定する。
	(5) 気流	カタ温度計又は微風速計を用いて測定する。
	(6) 一酸化炭素	検知管法により測定する。
	(7) 二酸化窒素	ザルツマン法により測定する。
	(8) 揮発性有機化合物	揮発性有機化合物の採取は、教室等内の温度が高い時期に行い、吸引方式では 30 分間で 2 回以上、拡散方式では 8 時間以上行う。
	ア. ホルムアルデヒド	ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着/溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフ法により測定する。
	イ. トルエン ウ. キシレン エ. パラジクロロベンゼン オ. エチルベンゼン カ. スチレン	固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法、容器採取法のいずれかの方法により採取し、ガスクロマトグラフ-質量分析法により測定する。
(9) ダニ又はダニアレルゲン	温度及び湿度が高い時期に、ダニの発生しやすい場所において 1 m <sup>2</sup> を電気掃除機で 1 分間吸引し、ダニを捕集する。捕集したダニは、顕微鏡で計数するか、アレルゲンを抽出し、酵素免疫測定法によりアレルゲン量を測定する。	

備考	
<p>一 検査項目（1）～（7）については、学校の授業中等に、各階1以上の教室等を選び、適当な場所1か所以上の机上の高さにおいて検査を行う。</p> <p>検査項目（4）及び（5）については、空気の温度、湿度又は流量を調節する設備を使用している教室等以外の教室等においては、必要と認める場合に検査を行う。</p> <p>検査項目（6）及び（7）については、教室等において燃焼器具を使用していない場合に限り、検査を省略することができる。</p> <p>二 検査項目（8）については、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において検査を行う。</p> <p>検査項目（8）ウ～カについては、必要と認める場合に検査を行う。</p> <p>検査項目（8）については、児童生徒等がいない教室等において、30分以上換気の後5時間以上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにあつては高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンにあつてはガスクロマトグラフー質量分析法により測定した場合に限り、その結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。</p> <p>三 検査項目（9）については、保健室の寝具、カーペット敷の教室等において検査を行う。</p>	
(10) 照度	<p>日本工業規格 C 1609 に規定する照度計の規格に適合する照度計を用いて測定する。</p> <p>教室の照度は、図に示す9か所に最も近い児童生徒等の机上で測定し、それらの最大照度、最小照度で示す。</p> <p>黒板の照度は、図に示す9か所の垂直面照度を測定し、それらの最大照度、最小照度で示す。</p> <p>教室以外の照度は、床上75cmの水平照度を測定する。なお、体育施設及び幼稚園等の照度は、それぞれの実態に即して測定する。</p>
(11) まぶしさ	見え方を妨害する光源、光沢の有無を調べる。

図



(12) 騒音レベル

普通教室に対する工作室、音楽室、廊下、給食施設及び運動場等の校内騒音の影響並びに道路その他の外部騒音の影響があるかどうかを調べ騒音の影響の大きな教室を選び、児童生徒等がいない状態で、教室の窓側と廊下側で、窓を閉じたときと開けたときの等価騒音レベルを測定する。

等価騒音レベルの測定は、日本工業規格 C 1509 に規定する積分・平均機能を備える普通騒音計を用い、A特性で5分間、等価騒音レベルを測定する。

なお、従来の普通騒音計を用いる場合は、普通騒音から等価騒音を換算するための計算式により等価騒音レベルを算出する。

	特殊な騒音源がある場合は、日本工業規格 Z 8731 に規定する騒音レベル測定法に準じて行う。
備考	
一 検査項目 (12) において、測定結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の内外の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。	

## 第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

- 1 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準
(1) 水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く。)の水質	
ア. 一般細菌	水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の下欄に掲げる基準による。 エ. の項目中、過マンガン酸カリウム消費量は、10mg/ℓ以下であること。
イ. 大腸菌	
ウ. 塩化物イオン	
エ. 全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量(以下「有機物等」という。)	
オ. pH値	
カ. 味	
キ. 臭気	
ク. 色度	
ケ. 濁度	
コ. 遊離残留塩素	
(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質	
ア. 専用水道(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第6項に規定する「専用水道」をいう。以下同じ。)が実施すべき水質検査の項目	水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。
イ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第1項第3号に規定する遊離残留塩素の基準による。